

総合評価方式（建設工事）における「担い手確保・育成への取組」の評価について

令和4年6月1日

建設就業者の高齢化や高齢者の大量離職に備えた担い手の確保が喫緊の課題となっていることから、若手入職者の確保・育成を進めるため、総合評価方式（建設工事）において、「担い手確保・育成への取組」の評価を令和5年6月から導入することを、令和3年6月1日にお示ししたところですが、ユースエールの認定取得を評価するにあたり、企業の経営形態などにより認定取得の難易度に差が生じていること、新卒者の採用を行うことで認定を維持していく要件が高くなることなど、評価を行う趣旨、評価の公平性において、課題があることが判明したことから、評価基準（配点）の見直しを行っています。見直した内容については、改めてお示しします。

1 評価項目

項目	評価基準	加算点		評価内容等
		配点	小項目配点	
担い手確保・育成への取組	取組①の実績あり	(※)	(※)	下記の取組実績により評価します。 ・取組① 過去4年度の間ユースエール認定企業となったことがある ・取組② みえの働き方改革推進企業 ※取組①、②は重複して評価しません
	取組②の実績あり	(※)		
	実績なし	0		

(※)配点を見直します

○確認方法

取組①「ユースエール認定企業」は「基準適合事業主認定通知書」又は「基準適合事業主状況確認通知書」
取組②「みえの働き方改革推進企業」は「みえの働き方改革推進企業登録証」
上記の写しにより確認します。

2 対象工事

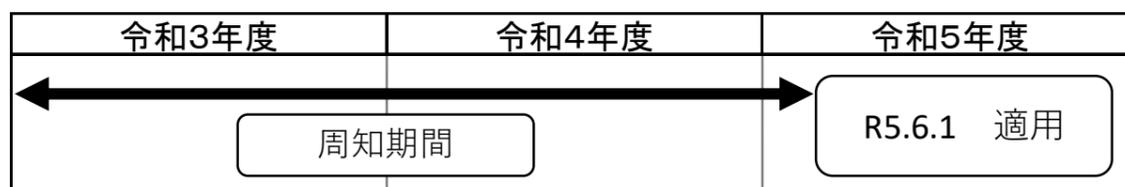
発注業種 土木一式工事
予定価格 5千万円以上3億円未満

3 評価対象とする取組

取組①	ユースエール認定制度	
	制度詳細リンク先： https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/sien/hourei_seido/29091201.html	
	所管	厚生労働省
制度概要	若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき「ユースエール認定企業」として認定しています。 認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。	
取組②	「みえの働き方改革推進企業」登録制度	
	制度詳細リンク先： https://www.pref.mie.lg.jp/oshigoto/47388012926.html	
	所管	三重県（雇用経済部）
制度概要	長時間労働の是正や休暇取得の促進、多様な勤務制度の導入等による「ワーク・ライフ・バランス」の推進をはじめ、安定的な雇用の確保、若者の定着促進を図るほか、次世代育成支援、女性の活躍支援、障がい者雇用促進など、「働き方改革」を積極的に推進している企業等を登録しています。	

4. 適用日及びスケジュール

令和3年度から令和4年度を周知期間とし、令和5年6月1日以降に公告を行う案件から適用します。



【総合評価方式に関する問合せ先】

三重県県土整備部公共事業運営課 総合評価班

TEL：059-224-2696